

## 10 流通・サービス業関係

### ア 医薬品等

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省)	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	計画・流通ウ	検討	検討	検討
医薬品の一般小売店における販売 (厚生労働省) 医療力の再掲	厚生労働省内に設置された「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」における検討結果を受け、この度決定された約350品目の医薬品については、薬効成分を変えずに、医薬部外品として一般小売店での販売を認める措置を直ちに講ずる。	重点・A P4〔計画・流通ウ〕	16年早期に措置		
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	計画・流通ウ	逐次実施		
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討 (厚生労働省)	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。	計画・流通ウ	各年の調査結果に基づき、必要に応じて検討		
管理薬剤師の兼務規制の見直し (厚生労働省)	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。	計画・流通ウ	状況を踏まえつつ、必要に応じて検討		

### イ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
大規模小売	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が	計画・流通	実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申(平成11年5月)を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後3年以上、法施行後2年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。	通ア			
小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いられないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	計画・流通オ	引き続き検討		
大型店舗酒類小売業に係る販売規制の緩和 (財務省)	大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置について、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、見直しを検討する。	計画・流通オ	検討	検討・結論	
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保 (財務省)	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づいて提出された経営改善計画について、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握するとともに、適切な指導等を検討し、措置する。	重点・別表6-33	措置		
製造たばこ小売業許可に係る環境	製造たばこ小売販売業の新規許可に係る環境区分の認定状況について公表することを検討し、措置する。	重点・別表6-34	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
区分の認定 状況の公表 (財務省)					
細菌の基準 の統一 (厚生労働省)	都道府県等が独自に定めている衛生基準(指導 を行う際の目安となる指導基準)について、都道 府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討 の上、所要の措置を行う。	重点・別 表6-45	措置		